労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

- (1) 労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、工作機械についてその危険を防止するため覆い等を設けることが規定されている(則第 112 条)が、移動するテーブルを有するプレス(タレットパンチプレス)のテーブルと建物設備等の間に挟まれる死亡災害などが見られ、また、それ以外の機械においても同様の災害が見られることから、工作機械以外の機械に対してもストローク端による危険を防止する必要がある。
- (2) プレスブレーキ^(注1) による危険の防止については、技術の進展により新たな種類の安全装置が開発され、欧州規格(EN 規格)においてもプレスブレーキ専用の安全装置の要件が整備されていることから、この新しい安全装置を使用する際の安全措置の実施が適切に行われるよう、規定の見直しが必要となっている。

(注1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス

(3) 手払い式安全装置(注2) は比較的簡便な安全装置であるが、足踏みでスライドを起動し、 手を払いきれずに挟まれる災害が見られることから、原則使用禁止とすることが必要と なっている。また、主要国においても、このような安全装置の使用を認めていない。

(注2)スライドの下降に連動し、防護板などで危険限界内にある身体の一部を払いのけること によって安全を図る装置

2 改正の内容

(1) 機械のストローク端による危険防止(第108条の2)

稼働するテーブル等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械以外であっても、当該危険を防止する措置を講じなければならないことを規定すること。

(2) プレスブレーキ用の新たな安全装置への対応(第131条)

プレスブレーキ用レーザー式安全装置の設置、使用にあっては、スライドの速度を低速度(10mm/s以下)とすることができ、操作している間のみスライドが作動させることができるプレスブレーキに設置し、使用しなければならないこととすること。

(3) 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条及び附則)

手払い式安全装置は原則使用禁止とするが、当分の間、両手操作式の一定スピード以下で作動することなどのプレス機械に取り付ける場合に限り使用することができることとすること。

※(2)及び(3)については、安全装置の構造要件を規定している「プレス機械及びシャーの安全装置構造規格」(昭和53年労働省告示第102号)において、当該安全装置の安全要件の見直しも予定

3 公布、施行予定日

平成23年1月公布(予定)、7月1日施行(予定)